

甲佐町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日

甲佐町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

近年、我が国の教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっている。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務である。

第7次甲佐町総合計画(令和3年3月)においては第5編教育・文化の向上、第1章基本方針において、家庭・地域・学校の連携による教育体制の充実や教育環境の整備により、「生きる力」「豊かな心」を持つ児童生徒を育成するとしている。また、甲佐町教育大綱(令和3年3月)においても、その基本方針に、「将来に向かってたくましく生きる子供の育成」～子ども一人一人の特性や能力を伸ばす教育の推進～、を掲げている。これらの基本方針の下に本町教育を充実させていくためには、その教育に当たる教育職員が心身ともに健康で意欲をもって教育に当たっていくことが必要である。

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教育委員会は文部科学大臣が定める指針「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めるものとされたことを受け、本計画を定める。

(2) 本町の現状

本町では、これまで、令和2年の文部科学大臣が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に基づき教育職員の働き方の改革と適正化に務めるとともに、「学校における働き方改革推進プラン」(令和5年甲佐町教育委員会)を定め教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組み、教育職員の適切な業務量管理にあたってきた。また、令和3年には労働安全衛生法の規定に基づき、教職員の健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進するため、育委員会教職員安全衛生管理規定(令和3年11月教育委員会訓令第1号)により教職員の衛生管理に関し必要な事項を定め取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 33.4 時間	14.4 %	2.1 %
中学校	月 41.5 時間	85.1 %	12.8 %

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を90%以上にする

イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【11.6日】

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【15.9%】

ウ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(7) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(文部科学大臣が定める指針(以後「指針」という。「3分類」①関係)

a 教育職員による登下校時における日常的な見守り活動は行わず、各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進し、地域・学校協働活動など、保護者・地域住民による通学路の

見守り活動を推進する。

- (イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時等の対応（指針「3分類」②関係）
 - a 放課後から夜間における見回りについては、町青少年健全育成会議が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - b 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- (ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（指針「3分類」③関係）
 - a 給食費等の学校徴収金について、令和8年度に公会計化する。
- (エ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（指針「3分類」⑤関係）
 - a 令和8年度中に、町長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口設置を検討し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
 - (7) 調査・統計等への回答（指針「3分類」⑥関係）
 - a 校務支援システムの機能等を活用することによって、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
 - b 学校事務体制の強化のため、学校事務センターの機能充実を図る
 - (イ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（指針「3分類」⑨関係）
 - a 体育館等の学校施設の地域開放管理業務については、教育委員会において行う。
 - (ウ) 部活動（指針「3分類」⑬関係）
 - a 今後、全ての部活動休日の地域展開について、甲佐町中学校部活動地域移行推進協議会設置要綱にもとづき組織的に検討を進める。平日の部活動については、部活動指導員を配置するとともに、活動時間等の適正化を図っていく。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
 - (7) 授業準備、学習評価や成績処理（指針「3分類」⑮⑯関係）
 - a 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。
 - b 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - (イ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（指針「3分類」⑲関係）

a スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

b 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

c 特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材等の学校への派遣を拡充する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、出欠確認、保護者家の連絡、公務分掌間の連携その他、校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を行う。

エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和11年度中までに全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、休憩時間の適正な付与など労働基準法や労働安全衛生法等の規定を遵守し、甲佐町教育委員会教職員安全衛生管理規定に基づいた措置を行うとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に管理職による面接指導を行い、改善しない場合は医師による面接指導を実施する。

イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ 甲佐町立学校の全校でストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう

推進し、長期休業等の期間中に上益城郡で統一して指定する一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、甲佐町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保、教員業務支援員、地域学校協働活動ボランティアなどについても、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で実施するストレスチェックの結果から把握する。

業務の持ち帰りは行わないことを原則とし、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することを目的として業務の自宅等に帰りは厳禁とする。業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。